

京都府立大学学生が行う掲示等に関する規程

(平成20年京都府立大学規程第42号)

第1条 京都府立大学(以下「本学」という。)の学生が本学の内外において行う掲示及び配布又は散布用の印刷物、立看板、旗幟、拡声器その他のものを用いて行う広告(以下「掲示等」という。)の取扱いは、この規程の定めるところによる。

第2条 掲示は、学生部の指定する掲示場において行わなければならない。ただし、学園祭等の全学的行事のために学生部が特に必要と認めたものは、この限りでない。

2 掲示物は、糊貼りをしてはならない。

第3条 掲示物には、学生団体名を記載し、掲示期間を定めて事前に学生部に提出し、その承認を受けなければならない。

第4条 掲示期間は、原則として15日以内とする。掲示期間の経過したものは、責任者においてすみやかに撤去しなければならない。

第5条 掲示並びに配布及び散布に用いる印刷物の大きさは、日本標準規格B3判(新聞紙1頁大)以内とし、学生部で特に必要と認められたものに限り、日本標準規格B2判(新聞紙2頁大)以内とする。

第6条 掲示物の枚数は、1件につき3枚以内とする。ただし、学生部で特に必要と認められたものは、この限りでない。

第7条 掲示等の内容は、虚偽の記述又は名誉の毀損にわたってはならない。また、学内の秩序又は景観を害すると認められるものは、承認されない。

第8条 印刷物、立看板、旗幟、拡声器その他のものを用いて行う広告の取扱いは、掲示の場合に準じる。

第9条 この規程に定める手続きによらないものは、学生部が撤去没収する。

第10条 学生が本学外において行う掲示等については、この規程を準用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。